

諸外国の年金制度と改革例(その1)

スウェーデンの年金改革

【課題・〇〇】 <諸外国の年金制度>

日本の年金制度、年金改正をより客観的にみるために、諸外国の年金制度と近年の年金改革を概観することにする。米、英、独、仏、スウェーデンと”日本の制度を 給付と負担” の関係を中心に比較対照したい

1. 先進主要国 における老後の生活・所得保障は、
 - ① 公的年金、② 企業年金、③ 個人年金、④ 個人の貯蓄 の併用 を基本とし、国民性、歴史、時代によりこれらの構成比率・ウエイトが異なる、と言えそうである
2. 各国とも、公的年金制度に”保険原理”と”扶助原理”を併用しているが、主要な部分は保険原理(社会保険方式)を基本としているようである
3. 給付の水準について
 - ◆ 給付水準の評価には、金額・絶対値を基準とする方法と、現役時との比較による相対的な評価法・代替率 による、の二法がある
 - ◆ 絶対額を基準の例は、スウェーデン、英の 最低保障年金 がある
 - ◆ アメリカやイギリスは、救貧法の流れから公的年金は老後生活費の必要最低限の水準とし(ベバレッジ型)、これに企業年金分が加算されることを期待・想定している
他方、ドイツやスウェーデンは、公的年金で一定水準を保障するという考え(ビスマルク型)である。故に、代替率の定義・基準も国により異なり同一とは限らない
 - ◆ 代替率の水準についての国際的な基準としてILO条約がある
 - ・ILO第102号条約(1952年)：老齢(有配偶)・30年拠出で従前の40%を確保
 - ・ILO第128号条約(1967年)：障害/遺族・30年拠出で従前の45%を確保
4. 「年金制度の国際比較」

(P.4)は、厚労省・HP からDLした資料です。下記確認して下さい

 - ① 制度体系が”2階建て”は、日本とイギリスの二国である
ともに、1階は定額、2階は報酬比例 になっている
 - ② 公的年金の強制加入対象者が”全居住者・いわゆる皆年金”は、日本のみである
他の国は、無業者(低収入)は制度の適用から除外(or 任意加入)している
 - ③ 保険料は、総じて15~20%程度の料率
 - ④ 支給開始年齢は、60~65歳程度
 - ⑤ 受給の要加入期間は、日本:25年、”なし”もあり、5~10年程度が多い
 - ⑥ 国庫負担は、米、英はなし、他はある

 - ⑦ 給付の財源は、”賦課方式”が基本。スウェーデンは(賦課+積立)方式
 - ⑧ 給付と負担の形態は、”DB(確定給付)”が基本。スウェーデンは”DC(確定拠出)”が基本

(注) DB (Defined Benefit) : 確定給付型、給付建て
DC (Defined Contribution) : 確定拠出型、拠出建て

【課題・〇〇】

〈スウェーデンの年金改革〉

(P.)～ は、スウェーデンの年金改革に関する資料です。

日本では、H16年の年金改正・次回の改正でスウェーデンの改正を参考にしている or すべきとも言われていますが、どうなのでしょう？

1. (P.)～は、東京都社労士会報・H23.1月号、スウェーデンの年金制度の特集記事です

[当日は、この資料の読み合わせ・説明は省略しますので、各人が前段・(8).(9)ページ]
 [(I.スウェーデンの年金制度の概要)を中心に 事前に読んでおいて下さい]

2. (P.)～は、厚労省・HP 「スウェーデンの年金制度」の説明資料です

3. (P.)～は、企業年金連合会の資料です

(年金・制度の名称、定義、文言 等が、各資料で合致していませんので 承知して下さい)

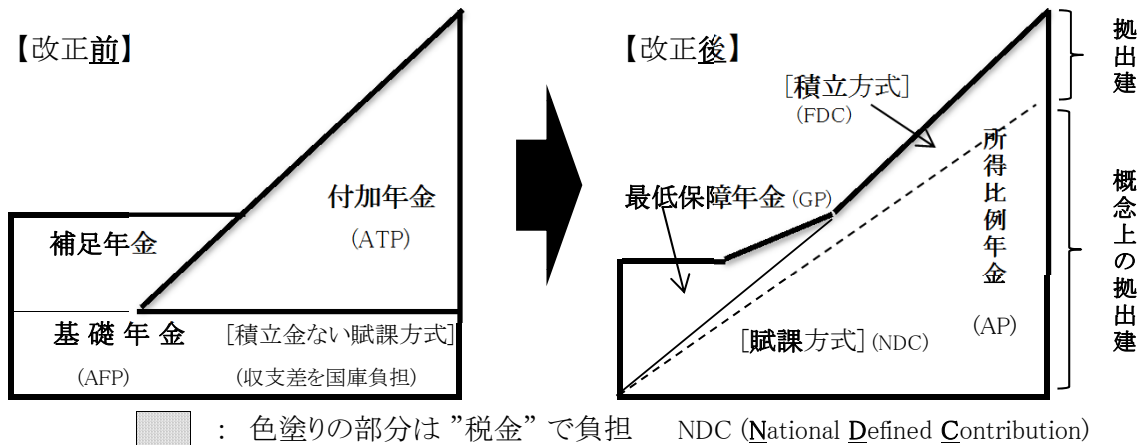
3. 上記資料 等から、以下を確認して下さい

スウェーデンでは、高齢化の進展や経済状態の低迷等により、将来的にも安定・持続可能な社会保障制度の構築を目的とし、1999年(H11年)に年金制度の大改正を実施した

4. スウェーデンが改正を実施の背景・理由とその対応は次のように説明されることが多い

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①. 給付用財源の悪化・逼迫
賦課方式による確定給付(DB) ②. (給付と負担) 国庫負担 の増加
AFP: 完全賦課方式の不足分(≒4割) ③. 就労・働き方により 不公平
15年ルール、30年ルール | ➔ | <ul style="list-style-type: none"> ①. NDC: 拠出建て + 自働給付調整
FDC: 積立方式 ②. 国庫負担を廃止、保険原理
(最低保障: 全額 税負担) ③. 保険料納付 に応じた給付
障害、遺族給付を分離・別制度 |
|--|---|---|

5. 下図は、スウェーデン年金制度の説明用として、一般的に多用されている図です
 ”税” 負担 の範囲 に注目して比較して下さい



6. 所得比例年金 (AP) の NDC と FDC の比較

N D C	項 目	F D C
賦 課 方 式	財 政 方 式	積 立 方 式
概念上の拠出建て	給付と負担	確定拠出年金
保険料総額 + みなし運用利回	原 資 総 額	保険料総額 + 運用利回
16 % (労 使)	保 險 料	2.5 % (労 使)
A P 基 金	運 用 者	被 保 険 者 個 人
経済成長等の収益相当	スライド/増・減	各人の運用実績

【課題・〇〇-2】 <スウェーデンの特徴 等>

1. スウェーデンの改正で、注目、認識すべき項目・内容は下記のように考えられる

- ①. 賦課方式の給付建て (DB) ⇒ 賦課方式の拠出建て (DC) + 積立方式 にした
FDC (積立方式 : 2.5%) 自分自身のための分
NDC (賦課方式 : 16%) 今の受給者のための分
- ②. 基礎年金 (積立金ない賦課) の不足分は国庫負担 ⇒ 国庫負担 廃止・保険原理 の重視
・最低保障年金 は、(保険料・(強制加入)保険制度ではなく) 全額 税負担 化
・障害給付、遺族給付は、保険料・(強制加入)保険制度から分離・別方式 化
- ③. 経過措置・過渡期間 等
・1999年 (和暦 H11年) 施行
1937年生 以前 : 施行時 61歳以上 は、旧制度 を適用
1938 ~ 1953年 : 45歳~60歳の者は、新・旧 制度の併用
1954年生 以降 : 施行時 44歳以下 は、新制度 を適用
★ 要は、16年程度 の経過措置期間 を経て全面適用 している

2. 日本の年金制度との類似、異同等 の観点

- ①. 改正前・スウェーデン の 就労・働き方に不公平 の認識 とは、
「付加年金は、加入期間の最も高収入の 15年間の所得を年金額算定の基礎とする
”15年ルール” と、30年の加入期間で満額支給の ”30年ルール” があり、所得が安定
している人や勤務期間の長い人にとっては 不公平」との認識
★ 日本における ”働き方・就労により不公平” の一般的な受け取り方は ?
- ②. 支給開始年齢、繰上げ・繰下げ の 増減率 等
◆ 旧制度は、支給開始年齢 65歳
繰上げ受給 : -0.5%/月、繰下げ受給 : +0.75%/月
◆ 新制度は、61歳以降の任意の年齢から受給開始の選択をする
受給額 \div (拠出+運用益 の 原資総額)/受給開始時の 余命期間

3. 次の文言・定義の異同を考え・認識して下さい

- ①. DB : 給付建て・確定給付 ⇔ DC : 拠出建て・確定拠出
DB : 各人毎 (将来の) 給付・受給額が定まっている、給付 (と負担) の方式
DC : 保険料・拠出額が定まっておき、給付・受給額は、今後の運用結果で変化する
★ 公的年金のDB⇒DC 化は、年金財政・少子高齢化等種々のリスクを国から分離する。
そのリスクは個人が負う代わりに自主運用による収益増加の機会を得る、ことになる
- ②. 確定拠出 (拠出建て) ⇔ 概念上の拠出建て
確定拠出 : 各人の拠出額、運用益が個別に管理されそれによる給付がされる
概念上の拠出建て : 拠出額の値のみを各人の口座に記録し管理する方式
- ③. 賦課方式 ⇔ 積立方式
賦課方式 : 今、給付に必要な原資は、今の保険料・原資で賄う方式
積立方式 : 今、給付に必要な原資は、これまでに積立てた原資で賄う方式

諸外国の年金制度と改革例(その2)

英・独・仏の年金制度・改革

【課題・〇〇】 <イギリスの年金制度>

1. イギリスの公的年金制度の体系は、2階建てで、1Fは被用者・公務員・自営業者等に共通の基礎年金(定額)、2Fは被用者のみを対象にした国家第二年金(S2P、報酬比例)になっている。16歳以上の者は強制加入だが、低所得者は任意加入(皆保険ではない)
2. 財政方式は、1F、2Fともに賦課方式、財源は保険料・社会保険方式で原則国庫負担はない。2カ月程度の準備金を保有している
3. 企業年金・職域年金で一定の要件を満たす制度の加入者は、二階部分(S2P)が適用が除外される職域年金制度は、DC、DB、これらの混合等、種々の形態のものがある。低・中所得者の年金額を増額のため、低コストで個人が任意で加入するDC型のステークホルダー年金はその一例である
4. イギリスの年金給付の水準は総じて低額である。しかし、低所得者にはS2Pが手厚く給付されるように制度設計がされており、更に無拠出のペンションクレジット、住宅給付・冬季燃料費等の給付があるようである

【課題・〇〇-2】 <イギリスの離婚と年金>

1. イギリスにおける離婚と年金の関係は、2000年12月から、①. 年金権を含めた財産の分割 ②. 受給した年金額の分配 ③. 年金権の分割 の3つから有利なものを選択できる。これらはいずれも裁判で決定するもので、2F・上乘せ部分のみが対象となる
2. 上記1. ①は、離婚時の財産分割の際、対象財産の価額に年金権を含めて調整する方法。将来の年金に比べ現在の資産が多い場合、離婚時に一括して資産を受領する等の内容で。実際は、この方法が最も多く利用されている、ようである。
②は、受給段階・時点で夫が受給する年金のある割合を妻に支給することを定めるもので、妻は離婚後も夫の動向を確認する必要がある、夫の死亡で終わる、等のデメリットがある。
③は、裁判で、夫の年金から妻にの分割割合を決定するもので2000年12月から施行された
3. 本件に関する制度・運用上の難点・欠点は、(英の老齢年金は比較的low額なのに)裁判の”費用・コストが高い”ことのようなものである
4. いわゆる”離婚時の年金分割”的な方法は、日本以外にも英・独・カナダでも実施されているとの報告がある

【課題・〇〇】

〈ドイツの年金制度〉

1. ドイツの公的年金制度は、職業・職種、職域ごとに分立している。被用者は原則強制加入
2. 財政方式は賦課方式、財源は保険料・社会保険方式で国庫負担 約 3割程度
6カ月～1年程度の積立金を保有している
3. 2001年の年金改革では、公的年金の給付額低下・削減を自助努力で補う目的で、新しく企業年金と個人年金に、任意加入・積立方式の”リースター年金”を導入した
リースター年金の特徴は、政府の助成金と税控除がある点である
助成金は、基礎助成金と3歳未満の児童の人数に応じたものがあり、子供の人数が多いほど助成金額が高くなる

【課題・〇〇-2】

〈ドイツの女性と年金〉

1. ドイツでは、1977年7月から”離婚時の年金分割”が導入されていた
その概要は、公的年金は受給の基になるポイントが自動的に元配偶者(妻)に渡される
企業年金と個人年金も離婚時の分割対象の資産とされ、分割する場合は、受給開始後に妻に渡される内容であった
2. 2001年の年金改革で、上記1.に加えて、
婚姻期間が25年以上で、夫婦ともに25年以上の年金加入期間があり、更に夫婦とも受給開始年齢に達している場合(又はどちらかが死亡)、婚姻期間中の年金権の分割を認める
但し、この分割をした場合は、遺族年金の給付は行わない・適用しない、ことになる
★ 2001年12月31日以降に結婚した夫婦に適用される
★ ここでの分割(割合)は、婚姻期間中の(夫+妻の年金額)/2、按分する
又、遺族年金の金額が老齢年金の60% ⇒ 55%になった

お互いの婚姻期間中の年金額・総年金額、遺族年金の予想額、年齢差、余命、離婚/再婚の可能性等多数の要因を総合的に判断する必要があるようです
3. 更に、育児期間の給付額計算の優遇措置を3歳 ⇒ 10歳に拡大した
ドイツの公的年金は(原則)被用者を対象とした制度であるが、就労実績が無い女性が子供を持つと、法律上は自動的に職員年金保険制度の被保険者となり、育児期間は納付期間とされ保険料は税金で充当される

【課題・〇〇-3】 <フランスの年金制度>

1. 独は 2005年、仏は 2007年に新政権が誕生したが、独は連邦議会選挙、仏は大統領選挙の公約(マニフェスト)の中にも ”年金制度の改革” が掲げてあり、重要な政策の一つになったようです

その背景は、両国とも他の先進諸国と同様、経済成長・発展の鈍化、少子高齢化の加速に伴う賦課方式の公的年金の確保、要は持続可能な制度の模索である

2. 1996年(前のシラク政権)社会保障の累積赤字を13年間をかけて解消するため目的税を導入した。(日本で議論されている ”消費税” に類似。期間 13⇒18年に延長)

又、1999年、今後の給付費用の増額に備えて年金積立金(基金)を創設した
更に 2002年以降、満期期間 40年 ⇒ 41年、60歳以降の在職年金要件の緩和、自動物価スライド規定の新設 等が行われている

【諸外国の年金・仮まとめ】

1. 最近日本で制度化された内容、今議論されている内容は、諸外国でこれまで議論・導入されたものも少なくありません

- ・保険料・給付額の自動調整、給付と負担の調和 : スウェーデン
- ・女性と年金、離婚時の年金分割 : 英、仏
- ・繰り上げ率(-0.5%)、繰り下げ率(+0.7%) : スウェーデン
- ・税方式の最低保障年金 制度 : 英、スウェーデン
- ・障害、遺族 給付を老齢・保険 から分離 : スウェーデン
- ・年金財源の目的税化 : 仏 等

2. 歳入庁・いわゆる、税と社会保険料の徴収の一元化の諸外国の例

◆ 税と社会保険料の両方を歳入庁で徴収している国

- ・米(内国歳入庁) ・英(歳入関税庁) ・スウェーデン(国税庁)
- ・カナダ(カナダ歳入庁) ・オランダ(国税関税執行庁)

◆ 税と社会保険料を別々に徴収している国

- ・仏 ・独 ・日本

3. 諸外国の公的年金の改革の動向の他の面は、DC化と企業年金との関係です
次回は、アメリカの年金制度からこれらを確認します

諸外国の年金制度と改革例(その3)

アメリカの年金制度・改革

【課題・〇〇】 <アメリカの年金制度>

1. 米国は本来”自助・共助”の思想が強く、老後の社会保障は・国の年金(社会保障年金)に加え・企業年金・個人の貯蓄の3本柱で構成される、と説明する例が多い
2. 米国の公的年金制度は、基本的に職業により分立しているが、対象者の95%はOASDIの加入者である
OASDIは、被用者と自営業者(年間所得400\$以上)が対象で、賦課方式、約2年間分の積立金を保有している
主財源は社会保険税(収入の8.6%・保険料)で他に運用益と年金給付時の課税があり、給付と拠出がリンクする社会保険方式
3. 体系は、1Fの報酬比例年金のみで、給付は低所得層に厚く、高所得層には薄い
国の年金のみではリタイア後の収入が不十分とし企業年金の役割が大きく、合せて現役時の60~70%を考え・目指しているようである
4. 企業年金は、DB、DC、ハイブリッド(キャシュバランス)等多様で、401Kに代表されるようにDCが多いようである
5. 米国では1990年代~ 何度も社会保障年金改革として、確定拠出・個人勘定の制度導入が議論されてきた。
他の先進諸国と同様に、将来の年金財政の悪化に対し、給付削減・保険料UPのような従来の方法以外の方策として”個人勘定”の導入が議論されたようである
6. 個人勘定による年金制度のメリット / デメリット は次のように整理している(ものもある)
<メリット>
 - ◆ 個人の拠出と給付が明確になる ⇒ 保険として公平
 - ◆ 個人が運用のリスクとリターンを選択できる ⇒ より高いリターンを狙える
 - ◆ 離婚時や遺族年金を配偶者に譲渡できる(そうです)
⇒ 結果として公的年金の安定化に寄与する
<デメリット>
 - ◆ 個人が運用することは、国のリスク・不確実性を個人に転化することになる
 - ◆ 企業年金はDCが多いので、国(公的)はDBで確実なものが望ましい
⇒ 結果として個人の受給権・額が不安定になる方向

【課題・〇〇-2】 <諸外国のDC・個人勘定 の導入>

1. 主要先進国は一般的に、社会保障・年金制度を DB・賦課方式で 導入・進展させてきたが、1980年代～ 経済発展の鈍化、少子高齢化・人口構造の変化による年金制度改革の方向として、DC・個人勘定の導入例が見られる

- ・イタリア : 1995年 NDC
- ・スウェーデン : 1999年 NDC & DC
- ・デンマーク : 1999年 DC
- ・英国のステークホルダー年金、独のリースター年金 も 同様

2. 企業の退職後保障に DC・年金制度がある国は多い

日本、米国、スイス、オランダ、カナダ、デンマーク ……

3. 公的年金の DC化 についての 世界銀行と ILO の見解の相違 がおもしろい
退職後所得保障の望ましい姿 として 下記

- 世銀 : 定額の基礎年金 + (民営・強制) DC 個人勘定 + (任意・私的) 個人年金・貯蓄
- ILO : 定額の基礎年金 + (国・強制) DB・賦課方式 + (任意・私的) 個人DC・貯蓄

<関連 する テーマ>

”公的年金の民営化” について、貴方はどう考えますか？

【課題・〇〇-3】 <米国の企業年金・401K 等>

添付資料から、次の内容を確認して下さい

1. 米国の私的年金、企業年金は、多種・多様の制度から選択する、方式になっている
2. 日本には、DB型の「キャッシュ・バランス・プラン(CBP)」、DC型の「401Kプラン」の類型が広く導入されている
3. キャッシュ・バランス・プランは ”DCのメリットを有するDB制度” と 説明されることが多い
4. 401Kプラン のメリットは ”税制の優遇、退・転職時の原資移管” に集約できる
(拠出時、運用時、受給時 とともに 非課税又は税制上の優遇)
5. 各国の 公的年金及び企業年金 の比較表 を添付しますので、参照してください